

各	都道府県 指定都市 中核市 児童相談所設置市	小児慢性特定疾病対策担当課	御中
各	都道府県 指定都市 中核市	生活保護策担当課	

厚生労働省 健康・生活衛生局難病対策課
社会・援護局保護課

小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りに係る
小児慢性特定疾病医療費と生活保護の医療扶助の取扱いについて

小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた児童等及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の2に規定する医療費支給認定基準世帯員（以下「小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員」という。）が生活保護開始となる場合や、小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員である生活保護受給者が生活保護廃止となる場合の取扱いについては、「小児慢性特定疾病医療費と生活保護の医療扶助の取扱いについて」（平成28年3月31日付け事務連絡）により、生活保護開始日以降の所得区分を「生活保護」、生活保護廃止日以降の所得区分を「新しい所得区分」として取り扱うことを基本とすることとお示ししているところです。

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第8項に基づき小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りが可能となったことに伴い、小児慢性特定疾病医療費の支給開始日から申請日までの間に、生活保護開始又は生活保護廃止となっていた場合が生じますが、この場合は、「児童福祉法第19条の3第8項に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りに係る取扱いについて」（令和5年8月29日付け健難発0829第3号厚生労働省健康局難病対策課長通知）の別紙を踏まえて、申請時に提出された書類等をもとに所得区分の決定を行い、小児慢性特定疾病医療費の支給開始日から適用する（小児慢性特定疾病医療費と生活保護での調整は行わない）ことといたしますので、関係機関への周知方お願いいたします。